

## 情報 I

学習指導要領 (1) - 知・技 - イ

学習内容 (1) - イ 法・情報セキュリティ・情報モラル

以下、法制度に関しては、日本のものについて考えるものとする。

(ア) 次の文章を読み、空欄 (1)～(5) にあてはまるものを選択肢から選び、その番号を解答欄にマークしなさい。

「海賊」とは、海上で略奪行為を働く盗賊だ。そこから転じた「海賊版」という言葉には、著作権を侵害した (1) は、コンテンツの「盗品」ととらえる発想がある。

2021年1月、改正著作権法が施行され、漫画、雑誌など著作物全般について海賊版のダウンロードが違法になった。この法改正までは大変な曲折があった。

発端は「漫画村」などいくつかのサイトによる海賊版被害が急拡大したこと。対策として18年には政府の知的財産戦略本部で、ネット利用者の海賊版への接続を遮断する (2) の導入が議論された。だが遮断のためのアクセス検知により、憲法が保障する「(3)」が侵害されかねないとの猛反発に遭い、結論は見送られた。

文化庁が海賊版ダウンロードを違法化する範囲を従来の映像や音楽から静止画などにも拡大する方向性を打ち出した後も「ネット利用が萎縮する」などと反対論が噴出。19年3月、自民党はいったんまとまった改正著作権法案の国会提出を断念した。その後、長編漫画の数コマ程度などの軽微なダウンロードは違法化対象から外すなど、ネット利用者の懸念に配慮することで、ようやく今回の改正法施行にこぎつけた。

(中略)

日本の著作権法はフランスやドイツなど大陸法系の流れをくむ。著作権を創作の動機を与える手段とみる英米法系の法思潮と違い、根幹にあるのは作者自身に帰属する「自然権」として正当化する発想だ。作者が氏名を表示する権利、作品を勝手に (4) されない権利などが重視されるのはそのためだ。

ただ、匿名のコンテンツも氾濫するネット時代に、「自然権だから著作権を守れ」というメッセージは利用者に響かないだろう。そこで権利者側の主張も「創造のサイクルのために必要」という (5) 的な考え方に振れつつある。創作者に利益が還元されないと次の創作につながらず、社会全体にとって不利益になるという考え方だ。しかしこちらも、二次創作が新たな創造の形として市民権を得るなか説得力は落ちている。

(出典：日本経済新聞 2021年2月21日朝刊記事を一部改変)

【(1)～(5) の選択肢】

- (1) 改変      (2) アイデア      (3) 英米法      (4) ブロッキング      (5) 大陸法  
 (6) 法の下での平等      (7) 複製物      (8) 所有      (9) ミュート      (0) 通信の秘密

(イ) 産業財産権に関する説明として、正しいものを次の選択肢から1つ選び、その番号を解答欄  にマークしなさい。

- (1) 商標登録の出願では、消費者庁長官に願書を提出しなければならない。
- (2) 商標権は、設定の登録の日から20年を超えて更新することができない。
- (3) 特許権者は、発明者以外の者に対して特許発明の実施を許諾することはできない。
- (4) 特許は、製品またはサービスとして実用化されていない段階の技術的思想について出願することはできない。
- (5) 特許権は、特許出願前に外国において公然と知られていた発明については、取得することができない。

(ウ) 著作権法に関する説明として、正しいものを次の選択肢から1つ選び、その番号を解答欄  にマークしなさい。

- (1) 著作権法の目的は、産業の発達に寄与することである。
- (2) 原著作物を翻案することにより創作した著作物を、共同著作物という。
- (3) ネット配信用の動画コンテンツは、「映画の著作物」に該当しない。
- (4) 事実の伝達にすぎない雑報および時事の報道は、言語の著作物に該当しない。
- (5) 公表された著作物を、著作権者に無断で引用してはいけない。

(エ) 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に関する説明として、正しいものを次の選択肢から1つ選び、その番号を解答欄  にマークしなさい。

- (1) 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を取得してはならない。
- (2) 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- (3) 個人情報取扱事業者は、本人の請求を受けた場合は、当該本人が識別される保有個人データを必ず消去しなければならない。
- (4) 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得する場合は、あらかじめ、その利用目的を、本人に通知しなければならない。
- (5) 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いを委託することに伴って当該個人データを委託先に提供する場合、あらかじめ本人の同意を得なければならない。